

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律第45条の3

規制の名称：事業協同組合等の算定特例

規制の区分：新設、改正 （拡充）、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：職業安定局 障害者雇用対策課

評価実施時期：令和4年9月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

中小企業においては、その過半数以上が未だ法定の障害者雇用率を達成できていない等、障害者雇用の取組が停滞している状況にある。このため、こうした中小企業における障害者雇用の促進を図るための仕組みが必要である。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

中小企業においては、規模が小さく、障害者に十分な就労機会を確保することが困難である等、個々の企業での取組では障害者雇用を促進することが難しい状況にある。こうした中で、複数の企業における実雇用率を通算することを可能とする特例が適用される事業形態のうち、有限責任事業組合は、国家戦略特区においてのみ特例の対象とされているが、異業種の企業の参画がより期待できる、行政の許認可等が不要で設立手続きが簡便であるといった特徴があるため、算定特例に追加し、中小企業の障害者雇用の促進につなげる。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

事業主が算定特例を受けるためには、厚生労働大臣の認定を受けるために国に対し申請の手続きを行う必要があり、そのための負担が生じる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制緩和でないため該当せず）

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

算定特例の下、組合及びその組合員たる事業主がそれぞれ障害者雇用を進める計画を立て、各事業主が共同して雇用推進事業を行うことで、障害者に対し十分な就労機会が確保されるため、中小企業における障害者の雇用の促進が期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和でないため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析

③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

算定特例の適用を受けるために、事業主においては申請に係る手続負担、国においては確認等の行政負担が生じるが、中小企業が共同して障害者の雇用の促進にあたることで、障害者の雇用機会の拡大が図られることとなると考えられるため、便益が費用を上回ることになる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

算定特例を認めるにあたり、中小企業に限定せず、有限責任事業組合と認定できれば実雇用率を通算することとすることも代替案として考えられる。しかし、本特例は、個々の企業では障害者雇用を進めるのに十分な仕事量を確保することが困難な場合が多い中小企業に対し、複数の企業で共同して障害者の雇用機会を確保する手段を増やすことで、障害者が雇用される機会を増やすことを目的としているため、中小企業に限定する改正案が妥当である。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

今後の障害者雇用施策の充実強化について（令和4年6月17日労働政策審議会障害者雇用分科会）

2 有限責任事業組合の算定特例の全国展開

○ 個々の中小企業の取組のみでは、障害者雇用を進めることに困難がある場合、複数の中小企業が共同で雇用機会を確保することができる事業協同組合等算定特例（以下「算定特例」という。）は有効な対応策となり得る。そのため、算定特例をより効果的に活用する必要がある。

○ この点、現在、有限責任事業組合（以下「LLP」という。）は、国家戦略特区においてのみ算定特例の対象とされているが、LLPには、異業種の企業の参画がより期待できる、行政の許認可等が不要で設立手続きが簡便であるといった特徴があり、これを活用して中小企業が障害者雇用を進めることが期待される。

○ そのため、現在、国家戦略特区内においてのみ算定特例の対象とされているLLPについて、

全国においてもその対象とすることが適当である。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

法律後の施行後 5 年を目処として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

算定特例の認定を受けた特定有限責任事業組合の組合員たる事業主において、障害者の雇用者数が増えているかどうかで、効果があったかどうかを測ることが可能。